

道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託
公募型プロポーザル実施要項

大村市

目次

1	目的.....	1
2	件名.....	1
3	業務内容等.....	1
4	参加資格要件.....	2
5	受託者を特定するための審査項目及び配点.....	3
6	公募方法.....	3
7	発注課.....	3
8	公募型プロポーザルに係る日程.....	4
9	実施要項等の配布.....	4
10	説明会.....	4
11	参加手続.....	4
12	実施要項に関する質問に関する事項.....	5
13	提案書等の提出.....	5
14	提案書等の作成方法.....	6
15	審査.....	6
16	契約までの手續.....	7
17	契約書作成の要否.....	7
18	契約締結予定日.....	7
19	業務の引継ぎ.....	8
20	その他重要事項.....	8

様式第1号～第10号 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～18

1 目的

道の駅「長崎街道鈴田峠」の運営業務に当たり、道路利用者への良好な休憩の場の提供及び観光等の情報発信並びに交流拠点としての地域連携及び地域振興を目的とする施設として、事業者を公募型プロポーザル方式により選定することを目的とする。

2 件名

道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託

3 業務内容等

(1) 運営業務

ア 業務内容

(ア) 道の駅「長崎街道鈴田峠」が構築及び運用しているホームページやSNSを活用し、道の駅及び大村市内の観光情報に関する記事の制作（企画、調査、取材及び編集）並びに情報発信を行う。これによりウェブサイトの認知度向上及び誘客を図る。

なお、本業務により得られた著作権等の成果物は、原則として大村市に帰属する。また、本業務に関し、受託者が市から受領し、又は閲覧した資料等は、市の事前の承諾なく公表し、又は使用してはならない。

(イ) 道の駅来場者への観光情報の提供、日本政府観光局（JNTO）認定の外国人観光案内所として必要な対応、道の駅への問合せ等に対する電話対応を行う。

(ウ) 道の駅公式スタンプブックの販売を行い、販売代金を本市の指定金融機関に払い込む。

イ 情報発信スペース

(ア) 利用時間

午前9時から午後6時まで。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(イ) 休館日

12月30日から翌年1月3日まで。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、臨時に休館し、又は開館することができる。

(2) イベント開催業務

受託者が主催する自主イベント（マルシェ等）をおおむね月1回開催する。ただし、年度内に1回は、にぎわい創出に資するイベントを企画し、費用については別途協議すること。

(3) 管理業務

ア 施設内の建物及び駐車場の清掃

施設内の建物（トイレを含む。以下同じ。）、駐車場及び敷地内の清掃及び管理を行うものとし、その内容は、次のとおりとする。

(ア) 毎日の清掃

トイレは、午前中、正午前後及び夕方の時間帯に各1回ずつ清掃し、利用者が清潔に利用できるように管理する。消耗品は常に補充された状態を維持し、便器の詰まりがあればクリーナー等を使用し、解消すること。また、情報休憩コーナーの床面のモップ掛けを行うこと。

(イ) 駐車場及び敷地内を巡回し、必要に応じて清掃を行う。

(ウ) 花壇等の植栽の管理に努める。

(エ) 施設内の建物、駐車場等で発生した廃棄物を収集する。なお、その処理については市が行う。

イ 日常保守業務

巡回、防犯カメラ等により、善管注意義務に基づき不審者、不審物等を発見し、施設内の安全を確保するとともに、必要に応じて市に報告する。

ウ 備品管理業務

備品を適切な状態に維持及び管理する。

エ 非常時の対応

施設内で発生した非常時の初期対応を行い、必要に応じて市に報告する。

(4) 飲食スペース運営業務

ア 業務内容

地元の農産物を利用したスイーツ、軽食等を提供する飲食店を運営する。ただし、その運営については市の承諾を得ること。

イ 経費負担

(ア) 飲食スペース運営における人件費、飲食物の材料、消耗品、備品、ゴミ出し、衛生管理等店舗運営に必要な一切の経費は、受託者の負担とする。

(イ) 飲食スペースにおける電気、水道及び下水道に係る経費は、基本料金を除き、受託者の負担とする。

ウ 利用時間

午前11時から午後4時まで。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

エ 休館日

12月30日から翌年1月3日まで。ただし、市長が必要と認めるときは、休館日を変更し、臨時に休館し、又は開館することができる。なお、週に1回の店休日を設けることができる。

(5) 人員配置

上記の業務内容を履行し、市及び関係機関との連絡が取れるよう施設内には常時1名以上を配置するとともに、各施設に適切な人員配置を行うものとする。

(6) 市への報告業務

ア 事業計画書を作成し、毎年度当初に市へ提出すること。

イ 每月末日をもって月次業務報告書を作成し、翌月10日までに市へ提出すること。

ウ 每年度末日をもって収支実績書を作成し、翌年度の4月30日までに市へ提出すること。なお、収支実績は、事業に関わる費目別の実績を報告すること。

エ その他「長崎街道鈴田峠」の運営について市が求める資料等を作成し、市へ提出すること。

(7) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(8) 履行期間の委託料（3年間の合計額）

37,661,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、大村市内に主たる事務所を有する法人その他の団体であって、本プロポーザルの参加資格の確認結果を通知する書面（以下「確認通知書」という。）で参加資格がある旨の確認を受けたものとし、かつ11に記載する参加表明書（添付書類を含む。）の提出の時点において、大村市建設工事等入札参加資格者名簿に登録されたもの（以下「有資格者」という。）にあっては大村市入札参加資格者指名停止措置要領の規定による指名停止の措置を受けていない者とし、有資格者でない者にあっては次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（更生計画の認可の決定を受けた者及び再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (4) 過去6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行その他の主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに本市市税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 参加者又は参加者の役員等（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であり、又は暴力団員が参加者の経営に実質的に関与していること。
 - イ 参加者又は参加者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用していること。
 - ウ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。
 - エ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していること。
 - オ 参加者又は参加者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不正に利用するなどしていること。

5 受託者を特定するための審査項目及び配点

- (1) 業務提案内容 50点
- (2) 業務実施体制 20点
- (3) 見積価格 30点

6 公募方法

大村市公式ホームページ (<https://www.city.omura.nagasaki.jp>) に本実施要項等を掲載し、提案を公募する。

7 発注課

大村市商工観光部観光振興課
長崎県大村市玖島一丁目25番地
電話（代表）0957-53-4111（内線）277
電子メールアドレス kankou@city.omura.nagasaki.jp

8 公募型プロポーザルに係る日程

項目	日程
① 参加表明書の提出期限	令和8年2月3日（火）午後5時15分
② 公募型プロポーザル参加資格確認通知書及び公募型プロポーザル参加要請書の発送期限	令和8年2月5日（木）
③ 質問書の提出期限	令和8年2月16日（月）午後5時15分
④ 質問書に対する回答期限	令和8年2月18日（水）午後5時15分
⑤ 提案書の提出期限	令和8年2月20日（金）午後5時15分
⑥ プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年3月11日（水）※予定
⑦ 審査結果の公表	令和8年3月17日（火）※予定
⑧ 契約締結日	令和8年3月23日（月）※予定

9 実施要項等の配布

- (1) 配布期間 令和8年1月22日(木)から令和8年2月3日（火）まで
- (2) 配布方法
 - ア 大村市公式ホームページからのダウンロード
大村市公式ホームページ <https://www.city.omura.nagasaki.jp>
 - イ 発注課での直接配布
日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時15分まで
- (3) 配布資料
 - ア 道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託公募型プロポーザル実施要項（本書）
 - イ 道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託仕様書（案）

10 説明会

本業務における説明会は、開催しない。

11 参加手続

- (1) 参加表明書等の提出書類
 - ア 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号）
 - イ 業務実績調査書（参加表明書添付用）（様式第6号）
 - ウ 法人にあっては、履歴事項全部証明書
 - エ 消費税及び地方消費税並びに本市市税に滞納がない旨を証明する書類
- (2) 提出先
「7 発注課」に同じ
- (3) 提出期限 令和8年2月3日（火）午後5時15分
- (4) 提出方法

「公募型プロポーザル参加表明書」と明記した封筒に入れ、持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は、日曜日及び土曜日を除く日の午前9時から午後5時15分までに持参し、郵送の場合は(3)の期限までに必着すること。

なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(5) 公募型プロポーザルへの参加資格確認結果の通知

提出された(1)のアからエまでに掲げる書類の内容を確認後、令和8年2月5日(木)までに公募型プロポーザル参加資格確認通知書（様式第2号）を発送する。また、参加資格を認められた者に対しては、公募型プロポーザル参加要請書（様式第3号）により、提案書（様式第8号）の提出を要請する。

なお、参加資格を認められた応募者名、応募者数等については公表しない。

1 2 実施要項に関する質問

(1) 提出書類

質問書（様式第7号）

(2) 提出先

「7 発注課」に同じ。

(3) 提出期間

令和8年2月5日(木)午前9時から令和8年2月16日(月)午後5時15分まで

(4) 提出方法

電子メールにより提出すること。

(5) 質問に対する回答方法

公募型プロポーザル参加資格確認通知書で参加資格がある旨の確認を受けた者からの質問に対する回答を、令和8年2月18日（水）午後5時15分までに大村市公式ホームページに随時掲載する。

1 3 提案書等の提出

審査は、1 1 (5)により公募型プロポーザル参加資格確認通知書で参加資格がある旨の確認を受けた者からの提出書類のみを審査対象とする。提出書類については、次の様式、内容、部数等に従って作成し、提出すること。

(1) 提出書類の種類

ア 提案書（様式第8号）

イ 会社等概要書（様式第5号）

ウ 業務体制表

エ 事業費見積書

オ 提案内容書類

(2) 提出部数

9部（原本1部及び写し8部）

(3) 提出先

「7 発注課」に同じ

(4) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時15分

(5) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、持参の場合は、日曜日、土曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時15分までに持参し、郵送の場合は、(4)の期限までに必着すること。なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(6) 留意事項

ア 本市への提出書類は、返却しない。

イ 提出書類は、道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託に係る事業者選定作業においてのみ使用し、他の目的には使用しないものとし、提出書類を公表その他の目的

- に利用する場合は、あらかじめ提出者の承諾を得るものとする。
- ウ 提出期限後の提出書類の加除及び修正は、不可とする。
- エ 辞退をする場合は、公募型プロポーザル参加辞退届（様式第4号）を、(4)の提出期限までに発注課へ直接持参すること。

1.4 提案書等の作成方法

- (1) 提案書等は、全てA4サイズとし、下部余白中央にページ番号を付すこと。文字の大きさは10ポイント以上とすること。
- (2) 提案書の枚数は、30ページ以内とすること。
- (3) 提案書は、別紙仕様書及び1.5(3)の評価基準を基に、業務実施に向けた基本的な考え方、実施方法等を具体的に記載すること。

1.5 審査

(1) 審査方法

道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が、1.3(1)により提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

(2) プrezentation及びヒアリング

ア 実施予定日及び実施場所

(ア) 実施予定日 令和8年3月11日（水）

(イ) 実施場所 大村市役所

※ 実施日及び実施場所については、令和8年3月5日（木）までに電子メールで通知する。

イ 時間配分

プレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは20分以内とする。

ウ 説明者

説明者等の入室は、3名までとする。

エ 傍聴

他の提案者の傍聴（入室）は、認めない。

オ 使用機材

電源用コードリール、スクリーン及びプロジェクターは本市が用意するが、その他プレゼンテーションに必要な機器（パソコン等）は提案者が準備すること。（本市の準備品を使用する場合は、令和8年3月6日（金）午後5時15分までに連絡すること。）

(3) 評価基準

	評価項目	内容	配点
業務提案内容	1 情報発信及び情報発信スペースの活用について	魅力的な情報発信コンテンツの企画立案・制作ができるか。 情報発信における媒体の選定及び情報発信の頻度が適切で、ターゲットへ届くための戦略があるか。	15点
	2 飲食スペースの活用について	道の駅にふさわしい、魅力ある商品・サービスを提供できるか。 経営や従業員管理など運営方法は、実現可能性、持続性があるか。	
			20点

	3 その他の企画について	魅力ある企画提案やイベントによる運営が見込めるか。 市、住民等との連携が図れるか。	15点
業務実施体制	4 施設全体の魅力ある取組体制	管理運営業務の履行が、円滑かつ効率的であるか。	20点
見積価格	5 業務に対する費用	見積価格が提案上限額の範囲内であり、かつ、安価に設定されているか。	30点

(4) 受託候補者の特定

審査委員会において審査の上、評価点が最も高い者を受託候補者として特定するものとする。この場合において、合計点の最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会が採決して決定する。なお、提案者が1者の場合は、提案について審査を行い、受託候補者として適当と判断したときは、当該提案者を受託候補者として特定するものとする。ただし、いずれの場合も提案者の総得点が6割に満たない場合は、受託候補者とせず、再度公募するものとする。

(5) 審査結果通知

審査結果については、参加表明書記載の住所又は所在地宛てに、令和8年3月13日（予定）に、受託候補者として特定した者に対しては特定通知書（様式第9号）を、受託候補者として特定しなかった者に対しては非特定通知書（様式第10号）を発送するものとする。これらの通知書には、受託候補者の名称及び審査対象者全員の審査結果（点数のみ）を記載する。なお、提案者は、審査結果についての苦情及び異議を申し立てることはできない。

(6) 審査結果の公表

審査結果は、令和8年3月17日（予定）に受託候補者の名称及び審査対象者全員の審査結果（点数のみ）を大村市公式ホームページにおいて公表する。

1.6 契約までの手続

審査において特定された受託候補者に対して、その提案内容について確認（提出書類に誤った記載がないか、提案内容が確実に履行されるか等）を行うとともに、仕様等について協議を行う。協議の結果、本市が受託候補者を契約の相手方として適当と認めた場合、契約を締結する。ただし、受託候補者との協議が合意に至らなかった場合、市は、審査において次点となった提案者を受託候補者として協議を行うものとする。

なお、確認作業は受託候補者の協力の下で行うものとし、確認結果に対し苦情及び異議を申し立てることはできない。

1.7 契約書作成の要否

要

1.8 契約締結予定日

令和8年3月23日（月）

19 業務の引継ぎ

契約の相手方として適當と認められた場合は、前任の受託者から責任を持って業務を引き継ぐとともに、関係法令その他受託者として業務上必要な事項について研修を受けるものとする。

また、履行期間の終了に伴い後任の受託者等に業務を引き継ぐべき場合には、市が指定する者に対し、責任を持って業務を引き継ぐものとする。

なお、前任の受託者から業務を引き継ぐ場合又は後任の受託者等に業務を引き継ぐべき場合の引継ぎの期間は、後任の受託者等が決定した日から令和8年3月31日（火）までとし、これに要する経費は、引継ぎを受ける者が全て負担するものとする。

20 その他重要事項

(1) 提案者が次のいずれかに該当する場合、本市の判断により失格とする。

ア 本実施要項に違反した場合

イ 公正を欠いた行為があったと本市が認定した場合

ウ 参加表明書を提出した日から契約を締結する日までの間において、本市から指名停止措置を受けた場合及び有資格者でない者であって、4の(1)から(6)までの要件のいずれかを欠くこととなったものである場合

(2) 提案の主要な部分に虚偽の内容がある場合は、契約を行わない。また、契約締結後に虚偽の事実を確認した場合は、契約を解除する。この場合において、業務の着手等により発生した費用の支払請求には応じない。

(3) 提出書類の作成及び提出並びにプレゼンテーションに要する全ての経費は、提案者の負担とする。

(4) 提出された提案書等については、提出期限後の差し替え及び追加資料の提出は認めない。

(5) 参加表明書その他の提出書類の主要な部分に虚偽の記載をした場合は、これらの提出書類を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

様式第1号

令和 年 月 日

大村市長 園田 裕史 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

印

公募型プロポーザル参加表明書

次の業務について、関係書類を添えて、公募型プロポーザルの参加を表明いたします。

なお、参加の表明に当たり、当該公募型プロポーザルに係る参加資格を全て満たすこと
を確約します。

業務名 道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託

連絡責任者	フリガナ	所属部署
	氏名	
住 所 又 は 所 在 地	〒 一	
電 話 番 号 F A X 番 号	TEL	
	FAX	
電子メールアドレス		@

様式第2号

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

様

大村市長 園田 裕史

公募型プロポーザル参加資格確認通知書

令和 年 月 日付けの公募型プロポーザル参加表明書により申請がありました次の業務に係る参加資格について、確認しましたので、通知します。

業務名 道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由

様式第3号

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者名 様

大村市長 園田 裕史

公募型プロポーザル参加要請書

次の業務について、令和8年2月20日（金）午後5時15分までに下記の提出書類を提出していただきたく通知します。

業務名 道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託

登録番号	
------	--

提出書類 9部（原本1部及び写し8部）

- 1 提案書（様式第8号）
- 2 会社等概要書（様式第5号）
- 3 業務体制表
- 4 事業費見積書
- 5 提案内容書類

様式第4号

登録番号	
------	--

令和 年 月 日

大村市長 園田 裕史 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

印

公募型プロポーザル参加辞退届

道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託に関する公募型プロポーザルに参加表明書を提出しましたが、下記の理由により参加を辞退します。

記

(理由)

様式第5号

登録番号	
------	--

令和 年 月 日

大村市長 園田 裕史 様

住所又は所在地
商号又は名称
代表者名

会社等概要書

道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託に関する公募型プロポーザルに参加するに当たり、会社等の概要は次のとおりです。

1 設立年月日 年 月 日

2 本社本店

所在地	〒	
商号	フリガナ	
代表者名 (職・氏名)	フリガナ	
業務内容		
電話番号		FAX番号

3 業務実施支社、支店、営業所等

(本社・本店が業務を実施する場合は、所在地欄にのみ「全て同上」と記載すること。)

所在地	〒	
商号 (支店等)	フリガナ	
代表者名	フリガナ	
電話番号		FAX番号

4 従業員数

区分	正規	その他	合計
全従業員数			
業務実施支社、支店、営業所等(本社・本店が業務を実施する場合は、本社本店の従業員数)			

様式第6号

登録番号	
------	--

業務実績調書（参加表明書添付用）

事業者名 _____

【業務実績】

業務名	発注元	業務の内容	期間
			自 年 月 至 年 月
			自 年 月 至 年 月
			自 年 月 至 年 月
			自 年 月 至 年 月

様式第7号

登録番号	
------	--

令和 年 月 日

大村市長 園田 裕史 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

質問書

道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託に係る次の事項について、質問します。

質問事項	内容

様式第8号

令和 年 月 日

大村市長 園田 裕史 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

印

提案書

次の業務について、提案書（別添）を提出いたします。

業務名 道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託

（別紙には評価項目が審査できるよう、下記事項を含んだ資料とすること）

(1) 情報発信及び情報発信スペースの活用

- ・どのような情報発信を行うか（これまでの実績があれば記入）
- ・利用する予定の媒体と情報発信の頻度及び内容など

(2) 飲食スペースの活用

- ・予定する店舗の運営方法（直営又は再委託（フランチャイズを含む。））についてを明記
- ・提供するメインメニューの内容（3品目程度）及びその価格帯
- ・利用者を確保するための工夫
- ・飲食店の運営実績

(3) イベント開催

- ・魅力あるイベント案や企画案

(4) 業務実施体制

- ・会社組織及び道の駅の運営に係るスタッフの数、配置人数、応援体制等

様式第9号

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

様

大村市長 園田 裕史

特定通知書

次の業務について、貴社が受託候補者に特定されましたので、通知いたします。

1 業務名 道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託

2 参加提案業者の名称（申込順）

3 参加提案業者の評価点（得点順）

審査項目	(特定された者)	A社	B社
合計（○○点満点）			

様式第10号

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

大村市長 園田 裕史

非特定通知書

次の業務について、審査の結果、下記の者が受託候補者に特定されましたので、通知いたします。

1 業務名 道の駅「長崎街道鈴田峠」運営業務委託

2 特定された者

3 参加提案業者の名称（申込順）

4 参加提案業者の評価点（得点順）

審査項目	(特定された者)	(貴社)	A社	B社
合計（○○点満点）				